

「特定外来植物防除月間」行事实施要領

環境企画課

策定：平成28年3月28日

一部改正：平成30年4月1日

1 目的

県民の生物多様性保全意識の高揚、特定外来生物防除の推進、自然保護精神の涵養のため、「特定外来植物防除月間」において特定外来生物である植物の防除対策諸事業を展開する。

2 期間、実施主体及び防除の対象

(1) 期間

6月1日から6月30日の間（環境省が定める「環境月間」と同一の時期とする。）

※この期間を標準とし、地域の実情に応じて適切な期間を選定して差し支えないものとする。

(2) 実施主体

岐阜県、県内各市町村

(3) 防除の対象

特定外来生物である植物

3 実施事業

(1) 県職員による防除

県職員は、勤務時間終了後に県庁及び総合庁舎等近辺の清掃活動を実施する際に、特定外来生物である植物を抜去する等の駆除を行う。

(2) 市町村による防除

市町村は地域の実情に応じ、(1)に準じた駆除や、自治会や各種ボランティア団体等と協力した駆除等を実施する。

(3) 啓発の実施

特定外来生物の防除についての啓発を推進する。

① 県（環境企画課）

・月間、事業内容等の広報

② 岐阜地域環境室、県事務所

・各所属のホームページ等による啓発

③ 市町村

・広報紙、ホームページ等による啓発

・住民に対する防除の実施呼びかけ

4 駆除実施報告

(1) 市町村

① 事業の報告

市町村は、実施した又は実施している事業について、様式1により7月31日までに、所管する岐阜地域環境室もしくは県事務所（以下、県事務所等という。）に報告する。

通年で事業を行っている場合は、その旨を報告する。

② 事業を実施しない場合の報告

事業を実施しない場合も、様式1を用いてその旨を報告する。

③ 環境月間以外で事業を実施する場合

事業を防除月間外に実施する場合は、実施予定を予め県事務所等に連絡するとともに、事業実施後1カ月以内に報告を行うものとする。

(2) 岐阜地域環境室、県事務所

① 管内市町村からの報告のとりまとめ

県事務所等は、(1)による市町村からの報告(様式1)を取りまとめ、環境企画課へ報告する。

② 県事務所等が実施した事業の報告

県事務所等は、実施した事業について様式2により環境企画課に報告する。

③ その他

①②について、県事務所等から環境企画課への報告期限は8月15日とする。

ただし、(1)③環境月間以外で事業を実施する場合の報告は、事業実施から2ヶ月以内に行うものとする。

5 注意事項

(1) 特定外来生物である植物の運搬及び保管について

① 特定外来生物を生きたまま運搬することは原則禁止である。ただし、特定外来生物である植物の防除を目的とした、地域住民又はボランティア等による小規模な活動の円滑な実施を図るため、以下アからウの要件を全て満たすものについては、確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものであり、外来生物法の「運搬」には該当しないものである。なお、これらの要件を明確化するのは、外来生物法の趣旨に鑑み、第三者からも、外来生物法の適用を受ける行為とそうでない行為を区別できるようにし、規制の実効性を確保するとともに、不適切な運搬による特定外来生物の拡散等を防ぐ必要があるためである。

ア 防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等(最終処分場、収集センター等を含む)に運搬するものであること

イ 落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているものであること

ウ 特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知するなど、公表された活動に伴って運搬するものであること

② 特定外来生物を生きたまま保管することは原則禁止であるが、①に付随して、やむを得ず発生する一時的な保管について、保管中の逸出防止措置がとられており、第三者が容易に持ち出すことができないよう実施する主体において管理され、かつ必要最小限の期間に限り行う場合には、①と同様に確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものであることから、外来生物法の「保管」には該当しないものである。

③ 相当の規模で継続的な事業として行われる防除については、計画的かつ効率的な実施を図る観点から、外来生物法に基づく防除の確認又は認定を受けることが適当である。

(2) 防除を実施する場所について

本要領は、事業を実施するに当たり、私有地に無断で立ち入ることを容認するものではない。